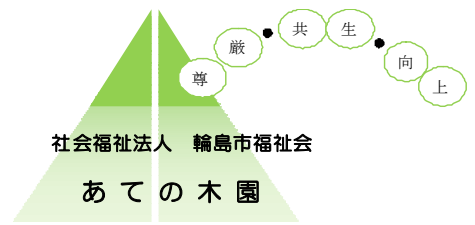


# 配食サービスのご案内



○輪島市「食」に自立支援事業実施要綱に基づく配食サービス  
社会福祉法人 輪島市福祉会

## (基本方針)

私たちは、食の自立の観点から適切な食事サービスの提供を努めるとともに、輪島市及び老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努め、利用者が可能な限り、その居宅において健康で自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

## (対象者) 輪島市に住所を有する方で、

- ①おおむね 65 歳以上の高齢者又は高齢者のみの世帯、これに準ずる世帯若しくは障害者のみの世帯に属する方で、食事の調理が困難な方
- ②日中、要介護又は要支援認定を受けた方のみとなる世帯に属する方で、食事の調理が困難かつ他からの食事の提供が受けられない方
- ③輪島市長が特に認める方

## (費用)

○1食 **400円**

【利用者の希望に応じ、**1日につき2食(昼・夕)**まで提供します。】

## (配達) ※天候や道路状況によって異なる場合があります。

- 昼食＝11時から12時30分までの間
- 夕食＝16時から17時30分までの間

## (食事の内容)

- 栄養バランスに配慮した普通食を提供し、1食当たり基準栄養量は、エネルギー量500～600キロカロリー、塩分4グラムを目安として調理します。
- 減塩食、刻み食などの体調に応じた食事及び季節や行事に合わせた行事食にも対応します。
- 配食サービス専用容器で温かいものは温かく、冷たいものは冷たく提供します。

## (実施エリア)

- 三井町・門前町本郷地区

## (緊急時の対応)

- 安否確認時等に利用者の心身の状態に異常があると判断したときは、直ちに関

係機関及びあらかじめ利用者が指定する緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

## (事故発生時の対応)

- 不測の事態が発生したとき、又は利用者に対する配食サービスの提供により事故が発生したときは、直ちに市町に報告するとともに、必要な措置を講じます。
- 利用者に対する配食サービスの提供により損害すべき事故が発生したときは、速やかに損害賠償を行います。

## (苦情や要望について)

- 『お弁当が配達されない』『食事の味がおかしい』『食事内容を変更してほしい』『お弁当の回数を増やしたい』『お弁当の数を減らしたい』等、配食サービスについての苦情や要望について、以下の連絡先にご連絡をお願いいたします。

あての木園在宅介護支援センター 26-1788

特別養護老人ホームあての木園 26-1661

〒929-2378

輪島市三井町小泉上野2番地

メール : [atenoki@skyblue.ocn.ne.jp](mailto:atenoki@skyblue.ocn.ne.jp)

HP : <http://www.amusewajima.gr.jp/atenokien/>

## 配食サービス専用車両



## 配食サービス専用容器



## 専用容器を開いた状態

